

自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 設置要綱

(設置)

1. 内閣府に自治体 SDGs 推進のための有識者検討会（以下「SDGs 検討会」という。）を置く。

(任務)

2. SDGs 検討会は、「環境未来都市」推進構想（新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）の実績を踏まえ、地方創生における自治体 SDGs 達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方を取りまとめつつ、具体的な施策を提言することを任務とする。

(構成)

3. (1) SDGs 検討会は、学識経験者等のメンバー（協力メンバーを含む。）で構成する。
(2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。
(3) 座長は必要に応じて、個別の議題について構成員をメンバーとするワーキンググループを設置・開催できる。

(招集)

4. SDGs 検討会の会議及びワーキンググループは、座長が招集する。

(会議の開催)

5. SDGs 検討会は、構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により SDGs 検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. SDGs 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、SDGs 検討会の会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. SDGs 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進事務室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、SDGs 検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。

自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 構成員

(敬称略、50 音順)

秋山 弘子 (東京大学高齢社会総合研究機構特任教授)

浅見 泰司 (東京大学大学院工学系研究科教授)

蟹江 憲史 (慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授)

小宮山 宏 (株式会社三菱総合研究所理事長)

城山 英明 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

関 幸子 (株式会社ローカルファースト研究所代表取締役)

竹本 和彦 (国連大学サステナビリティ高等研究所所長)

仲條 亮子 (グーグル合同会社執行役員)

藤田 壮 (東京工業大学科学技術創成研究院特任教授・国立環境研究所社会環境システム研究センター長)

村上 周三 (一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長)